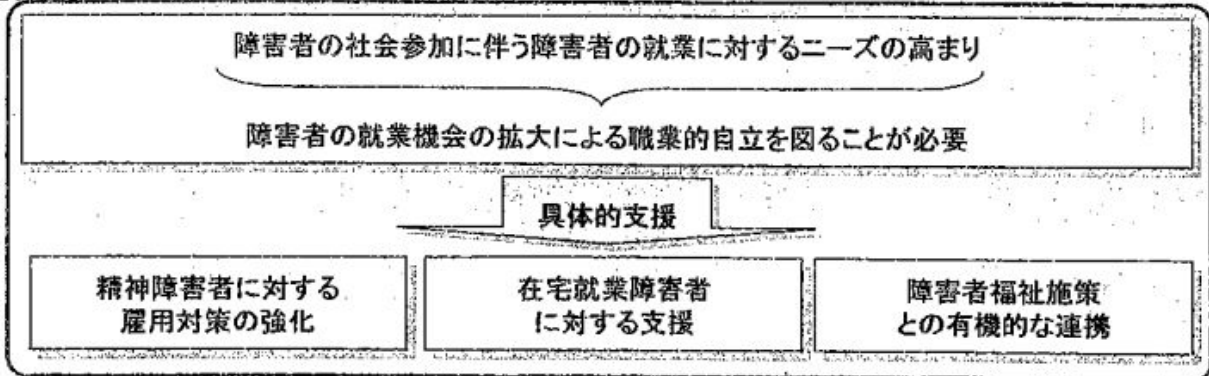


## 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案概要

### 【背景】



### 【改正の主な内容】

#### (1) 精神障害者に対する雇用対策の強化

##### ①障害者雇用率制度の適用

- 雇用率制度の適用に当たって、精神障害者（精神障害者保健福祉手帳所持者）である労働者及び短時間労働者を各事業主の雇用率の算定対象とする（短時間労働者は1人をもって0.5人分）（法定雇用率（1.8%）は現行どおり）。

##### ②障害者雇用納付金制度の適用

- 納付金の徴収額、調整金・報奨金の支給額の算定に当たって、上記①と同様に取り扱う。

#### (2) 在宅就業障害者に対する支援

- 自宅等において就業する障害者（在宅就業障害者）に仕事を発注する事業主については、障害者雇用納付金制度において、特例調整金・特例報奨金の支給を行う。
- 事業主が、在宅就業障害者に対する支援を行う団体として厚生労働大臣の登録を受けた法人（在宅就業支援団体）を介して在宅就業障害者に仕事を発注する場合についても、同様に取り扱う。

#### (3) 障害者福祉施策との有機的な連携等

##### ①有機的な連携

- 国及び地方公共団体は、障害者の雇用促進施策を推進するに当たって障害者福祉施策との有機的な連携を図るものとする。

##### ②その他

- 職場適応援助者（ジョブコーチ）による援助を行うことに対する助成金の創設、特例子会社に係る調整金・報奨金の支給先の範囲拡大その他所要の改正を行う。

### 【施行期日】

平成18年4月1日（ただし、(3)①及び(3)②の一部については平成17年10月1日）

# 精神障害者に対する雇用対策の強化

- 精神障害者（精神障害者保健福祉手帳所持者）を各企業の雇用率（実雇用率）に算定することとします。
- なお、法定雇用率（1.8%）は現行通りとします。

## 【現行制度】

$$\text{各企業の雇用率算定 (実雇用率)} = \frac{\text{雇用する身体障害者・知的障害者の数}}{\text{雇用する常用労働者の数}}$$



## 【改正案】

$$\text{各企業の雇用率算定 (実雇用率)} = \frac{\text{雇用する身体障害者・知的障害者の数} + \text{雇用する精神障害者の数 (※)}}{\text{雇用する常用労働者の数}}$$

※短時間労働（20 時間以上 30 時間未満）の精神障害者についても 0.5 人分とカウントし、実雇用率に算定。

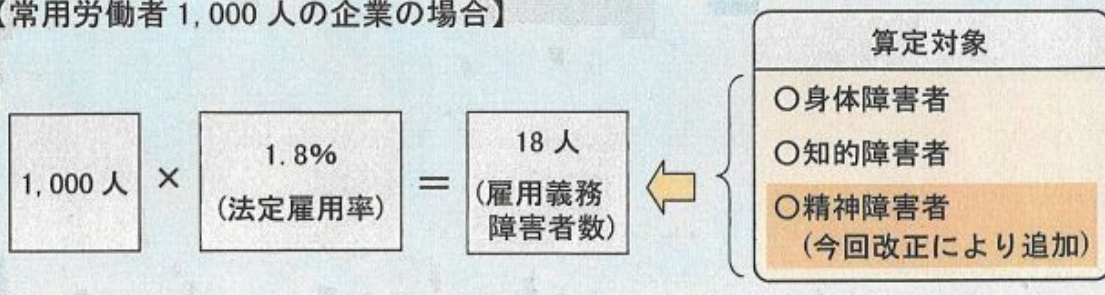
## （参考 1）法定雇用率の算定式

$$\text{法定雇用率 (1.8\%)} = \frac{\text{身体障害者・知的障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者・知的障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※法定雇用率は現行（1.8%）のまま。

## （参考 2）改正案による雇用率適用（例）

【常用労働者 1,000 人の企業の場合】



## 在宅就業障害者に対する支援

- 在宅就業障害者（自宅等において就業する障害者）に仕事を発注する企業に対して、障害者雇用納付金制度において、特例調整金・特例報奨金を支給します。（①の発注のケース）
- 企業が在宅就業支援団体（在宅就業障害者に対する支援を行う団体として厚生労働大臣に申請し、登録を受けた法人）を介して在宅就業障害者に仕事を発注する場合にも、特例調整金・特例報奨金を支給します。（②の発注のケース）

※ 特例調整金等の支給事務は、障害者雇用納付金、障害者雇用調整金等と同様、高齢・障害者雇用支援機構において取り扱います。

